

7 補助率一覧表(治山・林道関係).
治山・地すべり防止関係

事業名	施行主体	負担割合			備考
		国	県	その他	
復旧治山事業	県	1/2	1/2		保全対象は人家10戸以上、主要公共施設(道路等)等。全体計画7,000万円以上
予防治山事業	〃	1/2	1/2		保全対象は同。年度計画は山腹800万円以上・溪流1,500万円以上
山地災害総合減災対策治山事業	〃	1/2	1/2		復旧又は予防治山事業と同じ採択基準に加え、3箇所の山地災害危険地区を含む地域で「山地災害減災計画」を策定して実施すること
地域防災対策総合治山事業	〃	1/2	1/2		保全対象は人家50戸以上。全体計画2億円以上
治山施設機能強化事業	〃	1/2	1/2		山地災害危険地区で、既設の治山施設がある地区で、人家10戸以上
防災林造成事業	〃	1/2	1/2		防災林100mにつき後方2ha以上の農地又は同等以上の保全対象。1カ所500万円以上
保安林緊急改良事業	〃	1/2	1/2		保全対象は人家10戸以上、主要公共施設(道路等)等。1カ所400万円以上
保育事業	〃	1/3	2/3		年度計画50万円以上
生活環境保全林整備事業	〃	1/2	1/2		1ヶ所3ha以上。1～7号のいずれかの保安林に加え、10又は11号保安林。
水源森林再生対策事業	〃	1/2	1/2		給水等の対象人家100戸以上、森林の3割以上が保安林。全体計画1億5000万円以上
奥地保安林保全緊急対策事業	〃	1/2	1/2		1・2級河川の上流、保安林面積50ha以上 年度計画800万円以上
保安林改良事業	〃	1/2	1/2		保全対象は人家10戸以上、主要公共施設(道路等)等。1カ所200万円以上
地すべり防止事業	〃	1/2	1/2		全体計画1億円以上
災害関連緊急治山事業	〃	2/3	1/3		保全対象は人家10戸以上、主要公共施設(道路等)等。1カ所600万円超
災害関連緊急地すべり防止事業	〃	2/3	1/3		保全対象は人家10戸以上、主要公共施設(道路等)等。1ヶ所600万円超
林地荒廃防止施設 災害復旧事業	〃	2/3	1/3		負担法: 1ヶ所120万円以上 暫定法: 1ヶ所40万円以上
地すべり防止施設 災害復旧事業	〃	2/3	1/3		〃
林地荒廃防止施設 災害関連事業	〃	1/2	1/2		災害関連事業の工事費が5割以下かつ800万円以上
林地崩壊防止事業	市町村	5/10	3/10	2/10	人家2戸以上又は公共施設。 1ヶ所200万円以上
県営県単治山事業	県		10/10		(* 予算無し)
県単地すべり防止事業	県		10/10		(新規) 国庫補助事業で採択されない小規模な地すべり防止事業
県単治山施設機能強化事業	県		10/10		(新規) 治山施設において、長寿命化計画策定のための現地調査
小規模治山緊急整備事業	市町村		1/3	2/3	保全対象は人家2戸以上、主要公共施設(道路等)等。200万円以上。
県単林地荒廃防止施設 災害復旧事業	県		10/10		被災した林地荒廃施設の復旧

林道関係

事業名	施行主体	負担割合			備考
		国	県	その他	
林道開設事業	県	45～ 50/100	50～ 55/100		利用区域面積50ha以上、全体計画延長1km以上 着工後10年以内に利用区域の1割以上森林整備
〃	市町村	45～ 50/100	20/100	30～ 35/100	〃
林道改良事業	県	30/100	70/100		利用区域面積50ha以上 1ヶ所900万円以上
〃	市町村	30/100	20/100	50/100	〃
林道舗装事業	県	1/3	2/3		7%以上或いはR20未満等の舗装区間が全体の半分以上等。1路線2,400万円以上
〃	市町村	1/3	1/6	1/2	〃
県単林道事業	〃		5/10	5/10	利用区域20ha以上、作業道含む (* 予算無し)
林道災害復旧事業	県	50/100	50/100		利用区域面積30ha以上 1ヶ所40万円以上
〃	市町村	50/100		50/100	〃
県単林道災害復旧事業	〃		4/10	6/10	利用区域面積20ha以上 1ヶ所40万円以上
林道点検診断・保全整備事業	県	1/2	1/2		個別施設計画を策定するための点検診断並びに 個別施設計画等に基づき実施される点検診断、 補修及更新等
〃	市町村	1/2		1/2	〃